

生食輸発0728第1号
平成28年7月28日

各検査所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(タイ産ゆでがに(飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。))

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第1号(最終改正:平成28年7月26日付け生食輸発0726第1号)により通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、タイ産ゆでがに(飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。)から腸炎ビブリオが検出されたことから、同通知中の別表1のタイの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ゆでがに(飲食に供する際に加熱を要しないものに限る。)	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	ゆでがにの成分規格に適合しないおそれがあるため。

を追加し、別添1の1及び別表6を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくお願いします。